

第10回平成19年6月定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成19年6月7日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後1時42分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	平野勝彦	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計室長	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課長	山崎信之	福祉課長	岡田康利

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 平成18年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書
(報告～質疑)
- 日程第 5 報告第 2号 平成18年度与謝野町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書
(報告～質疑)
- 日程第 6 議案第 58号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案～表決)
- 日程第 7 議案第 59号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
(提案～表決)
- 日程第 8 議案第 60号 与謝野町教育委員会委員の任命について
(提案～表決)
- 日程第 9 議案第 61号 与謝野町財産区管理会委員の選任について
(提案～表決)
- 日程第10 議案第 62号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号))
(提案～表決)
- 日程第11 議案第 63号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第1号))
(提案～表決)
- 日程第12 議案第 64号 岩滝母と子どものセンター条例の一部改正について
(提案～表決)
- 日程第13 議案第 65号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
(提案～表決)
- 日程第14 議案第 66号 平成19年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)
(提案説明)
- 日程第15 議案第 67号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
(提案説明)
- 日程第16 議案第 68号 平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
(提案説明)
- 日程第17 議案第 69号 平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
(提案説明)
- 日程第18 議案第 70号 平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第2号)
(提案説明)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。

大変ご苦労さんでございます。与謝野町の第10回平成19年の6月定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

山の木々も大変緑も濃くなりまして、6月に入りましてさわやかな初夏の季節になってまいりました。本日ここに、第10回平成19年6月定例会が招集されました。議員の皆さん、また理事者並びに執行機関の皆さんには公私とも大変お忙しい中、全員ご出席いただきありがとうございます。

本定例会は、のちほど提案されますが、本日から22日までの16日間、提案されます議案は平成19年度補正予算並びに条例の一部改正などを中心とする15議案の予定になっておりますが、いずれも重要案件だけに真摯な論議を通じ、町民の付託にこたえていかなければならないと思っております。会期も結構長丁場となります。どうか健康には十分ご留意願いまして、活発な論議が展開されますよう期待いたしますとともに、議会運営にも特段のご協力をお願い申し上げ、開会のごあいさつといたします。

なお、6月から9月の定例会まではクールビズを採用いたしておりますので、どうぞ上着などとしていただいても結構でございます。以上、申し添えておきたいと思っております。

ここで町長よりごあいさつがございますので、ご清聴賜りたいと思っております。

太田町長。

町議長(太田貴美) 議員の皆さんおはようございます。

本日は、第10回平成19年6月与謝野町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私とも大変ご多忙にかかわりませずご参集いただき、心より厚くお礼を申し上げます。

新年度に入りましてから早くももう2カ月が過ぎまして、先月の5月21日からは、昨年に引き続き石田地区を最初に町政懇談会を開催しております。町内24区全地区において開催し、町の予算や当面の課題についてご説明させていただくとともに、町民の皆様から直接ご意見やご要望をお聞かせいただくことにより、今後の町政運営に生かしていくこととしております。

また、今後のまちづくりの指針となる町の総合計画を今年度中に策定することとし、現在鋭意協議、また検討を進めているところでございます。

あわせて、持続可能な今後の行財政運営を確立させるため、町行政改革大綱も今年度中に策定することとしておりまして、各委員の皆様によりまして大変熱心にご議論をいただいているところでございます。

さて、今回の6月定例会に上程いたします議案につきまして申し上げますと、人事に係る案件としまして4件、条例の改正に係る案件としまして2件、専決処分の承認に係る案件としましては2件、一般会計及び特別会計の補正予算に係る案件5件でございます。報告としましては2件でございます。合計で議案は13件、報告は2件でございます。なお、追加議案としまして4件を予定しております。各議案の詳細につきましては、後ほど議案の提案の中でご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

今回の6月補正予算につきましては、新町2年目となります平成19年度当初予算をさらに肉づけすべく、必要不可欠な予算でございます。ハード事業及びソフト事業を含め、新町の一体感の醸成を図るべく事業の予算計上をいたしております。予算の執行にあたりましては、限られた財源の中で施策、事業の費用対効果を見きわめ、効果的な執行を心がけるとともに、住民との協働を基本に町政を推進しながら、健全な行財政運営に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、町政とは直接関係はございませんが、3件ばかりご報告を申し上げたいと思います。皆様ご承知かと思いますが、区の方で地域力再生プロジェクト推進会議というのがもたれまして、地域の地域力を再びみんなの力でお互いの町民の方、また行政と、また企業、あるいは大学等とのそうした協力を得る中で地域力を高めようという、そうしたプロジェクトが推進がされます。第1回が申請が6月11日ごろから始まるかと思いますが、それぞれの各地区あるいは各組織で、こうしたものを利用していただいて、地域の力を再生を図って、活性化を図っていただくような一助になればというふうに思っております。

それから、先日来新聞の方でも出ておりました丹後天橋立大江山国定公園が大体この7月中旬ごろか末ごろには発表されるのではないかというふうに思いますが、10年ぶりに若狭国定公園が見直されまして、我々の地域の名前の入りました国定公園の見直しがされ、それが認定されるであろうということで、先だってもその調査をしに多くの調査官の方、先生方が来られて、いろいろと聞き取りもしていただいたような状況でございます。早ければ7月中旬、あるいは下旬にそうした発表があるかと思えます。

それから、先日4日の日に天橋立を世界遺産に登録をするといいますが、そうしたものが可能かどうかというふうな検討委員会が立ち上がりまして、府とあるいは2市2町が、あるいは学識経験者、また郷土史家の方たちが集まりまして検討がなされました。一応今回は、9月28日までに申請をするということになりますので、非常に限られた時間の中での申請となりますので、論点を絞って、橋立を中心としたそうした世界遺産の登録を目指すというふうの方針が決められまして、今それに向けましてスタートしたところでございます。

こうしたことでこの丹後地方、あるいは橋立周辺、いろいろと地域に対しますそういった光が浴びている状況でございます。そうした中で、この与謝野町も地域の近隣の市町とともに、一歩も二歩も前へ進めることができるといいうふうに考えております。また皆さん方のいろいろなご意見、あるいはご指導を賜りたいというふうに思います。

最後に、約2週間にわたります会期日程の議会となりますが、議員の皆さんの活発なご意見、あるいはご議論をいただきますようお願いを申し上げまして、第10回平成19年6月与謝野町議会定例会のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長(糸井満雄) ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、ただいまから第10回平成19年6月定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程にしたがい進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は、報告第1号、平成18年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書ほか14件であります。

以上、15件を上程いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、

3番 上山光正議員、4番、芥野安樹議員、

以上、2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月22日までの16日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

それでは最初に、議会運営委員会が研修視察をされておりますので、委員長から報告をお願いします。

井田委員長。

9 番(井田義之) それでは過日、5月30日、31日の2日間、議会運営委員会2年に一度の研修を許可をいただきまして、研修に行かせていただきましたので、その件について私の方から報告をさせていただきます。

メンバーといたしましては、議会運営委員6名、それから議長に同行を願いました。それから局長に随行をお願いをし、計8名で岡山県的美咲町、それから広島県の世羅町、この2町を研修させていただきました。

この行き先につきましては、事務局の方で31カ所、31自治体をピックアップしていただきまして、その中からずっと絞っていった2カ所を研修させていただいたわけですが、与謝野町によく似ている町、と言いますのは3町合併で人口が一緒ぐらい、それから人口が似ている、それから面積もそう広くないというような町を選ばせていただき、そしてそれぞれの県により、府県ということですが、府県により運営の方法が違うだろうということで、岡山県と広島県を設定をさせていただき、2町を視察をさせていただきました。

そんな中で私が気になっておりましたのは、会派運営の問題ですが、この2町については会派がありませんでしたので、その辺がちょっと不足でしたけれども、後のことにつきましては、いろいろと勉強させていただきましたので、報告をさせていただきたいというふうに思います。

岡山県的美咲町ですが、一応人口については約1万7,000人、それから面積が230キロ平方という町で、議運のメンバーは6人、各常任委員会、3つの常任委員会の委員長と、それからあと3人は各地区、各町、旧町から1人ずつということで6人で運営をされておりました。

一般質問につきましては、50分以内ということで、これは回答を含めた50分で、回数については無制限、一問一答方式でやっておられました。一般質問締め切りにつきましては、1週間

前ということですがけれども、大体開催月の前月末ぐらいに締め切られておったようです。ただ、先ほども町長のあいさつがありましたけれども、町長の市制方針演説に関する質問につきましては、一応その市制方針が終わったあと、次の日の5時を締め切りということで、これは特例としてそういうことを設けられておりました。

それから、予算、決算につきましては、一応常任委員会に付託と。ただ、合併後1年間だけはということで、昨年は決算につきましては特別委員会を設けられておりましたが、一応常任委員会に付託をしてやるということでございました。

それから、条例等についても、一応委員会に付託ということですがけれども、ほとんどがどうもうちと同じようにもう即決案件も結構あるようでございます。細かいことについては、余り勉強できませんでしたが、そういうことであります。

それから後一つは、特に今回目的としましたまちづくり調査研究特別委員会というのが全員でつくられておりました。これについて、どういうことかということの特にこの町では勉強したかったわけですが、3町が合併して、やはり議会もそうですし、町のあれも、それぞれが形態が違うということで、そういう中で一つの町にするために、行政と議会とが一体となるというのか、いろんな議論をしながらまちづくりを模索するという意味で、そういう委員会を全員でつくられ、その中ではラストワンマイル事業ということで、情報網を設置をして、一つの町になるんだということで、きばってやっておられる。

それから、町営バスをどうするか、それから防犯灯もそれぞれの町で違うと、これをどうするかと。それから道路管理についても、それぞれの町で違う。それをどうして調整をするかというようなことを主な議題にしてやっておられる。また今後についても、そういうことが起きれば、その会議を中心にやっていきたいということでございました。

そんな中で、これは余談になるかも知れませんが、ちょっと向こうから聞かせていただきましたことを報告させていただきますと、広報委員さん、うちでも広報委員さんがなったんですけれども広報委員さんには委員長5万円、それから委員さん4万円の手当が出ておるということでございました。それから、臨時議会を結構重要視されておまして、18年度では9回臨時議会が開かれたと。中には、3日間の臨時議会もありました。あとはだいたい1日でしたけれども、1回だけは3日間の臨時議会もありました。これは町長が議員、議長経験者で、専決処分はよろしくないということで、専決処分をなしにするために臨時議会を常にかける状態に置くということで、臨時議会が大変多いということでした。

それから後は、このことも我々とはちょっと考え方が変わっているんですけれども、全員協議会が18回、18年度は開催をされておりました。これはここの特殊な事情もあったんですが、と言いますのは、特別会計が29事業ありました。それから組合議会は10組合議会ありました。そういう中で、当然全員協議会の中で執行部からの協議事項、報告事項を受けると。それから議員間の連絡、組合議会の報告とかいうのを一応全員協議会でやっておられると。それから毎月、定例的に開かれておったわけですがけれども、いろいろな会議、こういう会議が今月はありますとか、あったとか、それから後は主要行事、こういう行事が町としてありますとかあったとか、というような報告も全員協議会で皆やっておられると。そこで、我々の考える全員協議会に対する違和感というのが、全然ないと。事前協議会は当然なんだというような考え方の町でありました。

それから、議運の出席者ですけれども、ちょっとこれは遅れましたけれども、議運の出席者については、副町長が2人、ここの町は副町長が2人。支所もあるので支所におられるんですかと聞きましたら、本庁において、担当は一応わけておるということでしたけれども、議運には副町長が2人と、町長でなしに副町長が2人と総務課長、それから議運のメンバー6人、それから議長、副議長、それから当然事務局長も入っていただいておりますということでした。会期の決定等については、議運の中であらかじめ決めて、全員協議会です承をとるということで、全員協議会をかなり重きを置いておられるという町でした。

それから我々が行かせていただいた研修ですけれども、研修につきましては年に一度は全員で行くと。年に一度というのか4年間の任期の中で1年と3年目は全員で行くと。これは二泊三日で行くと。それから2年目と4年目、これは委員会で研修に行くというようなことも決めておられてやっておられました。研修の費用につきましては、19年度は1人10万円、それから広報は特別にまた1人5万1,000円ということで研修旅費もあげておられたという町でございました。

次に、広島県の世羅町ですけれども、世羅町につきましては一応面積が278キロ平方、それから人口が約2万人ですけれども、議員の定数というのか、あるいは22人とおられました。それから議会運営委員会の構成については、同じように6人で、常任委員から3人、あとの3人は地域割でなく、協議の中で3人を選出して6人で議会運営をなされているというやり方でありました。それから一般質問については、うちと同じ30分以内、3回、一問一答ということで、最初の質問はここでやりますけれども、あとは自席から質問をするということでした。

それから予算、決算につきましては、特別委員会に付託をして特別委員会でやるということで、先ほどの美咲町とはやはり違う方法でした。そして我々がやったと同じように、予算、決算については我々が最初やったと同じように歳入とあとその他、歳出については4つのセクションにわけてやっておられました。

それから条例とか補正その他の案件については、もう制限時間なしで全部自席からやるということで、ただ回数については一応3回どまりという方法でやっておられました。

ここでちょっと議会運営で我々と全然違う方法をとっておられましたのは、提案については事務局長が執行部から全部聞かれると。それを受けて、事務局長が議運にこういう議案ですということを報告をして、というのは、議運の中で事前に議題、内容とかを知るということについては、不平等だということ、聞くのは一斉だということで、これをそしたらどうして知らせるかといいますと、招集日の前日に全員協議会を開いて、その席で執行部の方から議案の説明があると。それで、それも全員協議会が定例化していつておるということでして、ちょっと我々は違和感を感じたんですけれども、そういうことで、それで一般質問の締め切りについては、ここは余裕を持って10日間というようなことも聞かせていただきました。

それから、ここにも特別委員会、私もこれはちょっと知りたかったんですけれども、特別委員会がありまして、これは行財政改革調査特別委員会というのを立ち上げてやっておられました。ほかに2つの特別委員会があったんですけれども、そういうような格好でやっておられました。これはどういうことかといいますと、一番最初に世羅町、町長があいさつにみえられまして、歓迎のあいさつをいただいたんですが、その中で平成22年にはこのままいくと財政再建団体にな

ってしまうと、なる恐れがあるということで、平成18年3月、いわゆる平成17年度の末に財政改革プランを立てられて、我々は研修に行かせてもらう中で、6月定例会前ということで大変心苦しかったんですが、そのときにも世羅町の山口町長ですけれども、山口町長がこの財政改革プランの6月が山場になるんですということで、意気込んでおられました。気合を入れておられました。大変忙しいときに来てすみませんでしたとっておったんですけれども、そういうことで財政改革プランの総仕上げというのか、骨格をつくる、そういう時期であったようです。それで、事務局の方にその他の書類もありますけれども、財政改革プランについての世羅町の一応控えをいただいておりますので、もしよろしければまたそれはそれなりに見ていただけたらありがたいかなというふうに思います。

そこで町長、世羅の町長があいさつの中でもう一つ申し上げられました中で我々に関係のあることにつきましては、議会が大変活発だと、22人の議員が全員一般質問をしたこともあると。ただそういう中で、ほかの審議についてもだろうというふうに思うんですけれども、いわゆる質問が重複するというので、活発なのはいいけれども、執行部としては大変困ることがあるというので、町長ははっきりと議長などがおいでる前でおっしゃっておられました。それで、一般質問については、ほんならどういようにされておるんですかという聞きましたら、結局いわゆる例えばこの6月は1番からずっと回って、一番最後22番までいくと。次の9月定例会では、22番から戻ってくるというような格好で、中のものはいつも中だというような不平も出たりはしていたりして、結局今ではくじ引きでやるのがいいと。それから同じ質問がダブった場合には、調整をします。中で調整をして、だれがやめるとか、だれがどうしようとか、どうしてもやりたいという人は、ダブってもやってもらうというようなことで、ただその辺を町長としては、できるだけもうちょっと調整が進めてほしいなというようなことを言っておられましたこともちょっと申し添えておきたいというふうに思います。

そういうようなことで、一応我々といたしましては、両町ともにやはりいなかの町でありますし、我々と同じ悩みを持っておる、少子化の問題だとか、産業振興だとか、それから情報の共有化だとかいうようなこと、それに加えて財政の問題を真剣に考えておられる、そういうところを視察をさせていただきましたので、そのことを参考にさせていただきながら、また与謝野町の議会運営、並びに行財政改革に対して何らかの格好でこの研修の成果を生かすことができたかなという思いで研修から帰ってきさせていだいたことを報告申し上げまして、私の議会運営委員会での視察報告の皆さんへの報告とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 次に、私から議長会等に関係します報告をさせていただきます。この席で報告をさせていただきます。

実は、第32回の全国町村議長研修会が去る5月22日と23日、東京のメルパルクホールで開催をされました。テーマは「新しいまちづくりに向けて 町村議会に期待されるもの」ということでございます。

内容的には省略いたしますけれども、5人の講師による講義でございまして、主なものにつきましては、第2期地方分権改革のゆくえ、あるいは町村議会活性化について等のですね、講演がございまして、私研修をしてまいりましたので報告をさせていただきます。

なお、当日5月22日、京都府議長会臨時総会が開催されまして、議題といたしましては、前

にもご報告をいたしましたけれども、副会長が欠員になっておりましたので、副会長の補欠選挙がございまして、不肖私が副会長に就任することになりました。任期は2月でございまして、2月までの間、京都府町村議会議長会の副会長に就任することにいたしました。頑張ってもらいたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから次の議題につきましては、平成18年度の一般会計補正予算が提出されまして承認をされました。補正の内容は歳入における京都府からの事業費補助金が増額されましたこと、並びに歳出につきましては、事務室移転経費が思ったより軽減されたということで、417万円の減額補正がありました。承認をいたしております。

それからもう1つはですね、平成19年度の一般会計補正予算が提出されまして、補正の主な内容につきましては、歳入において振興協会の補助金が増額されました。したがって、歳出において町村議会への配付資料代が計上されたところによりまして、144万円の増額補正がされたものであります。いずれも承認をされました。

以上、議長会についての報告とさせていただきます。なお、議会の動きにつきましては、お手元に配付しております資料をご参照願ひしたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時02分)

(再開 午前10時04分)

議長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第4 報告第1号 平成18年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。直ちに報告を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 報告第1号 平成18年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告いたします。

別紙にあげておりますように、平成18年度の繰越明許を行いました事業は、24本でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日までに繰越計算書を調整して報告することとなっておりますので、今回報告させていただくものでございます。

今回の繰越事業のうち、合併関係システム改修事業、後期高齢者医療制度システム改修事業、地上デジタル放送システム整備事業、勤労者総合福祉センター整備事業、農地地図情報管理システム整備事業、弓木用水路サイホン整備事業、境界確定等システム整備事業、道路台帳補正業務事業、教員用パソコン配備事業、旧加悦町史編纂事業につきましては、3月議会でもご説明させていただきましてとおり、国の補正予算に伴い、合併市町村補助金を前倒して実施しているものでございます。

大同児童遊園地整備事業は、造成工事による地盤沈下を終息させるため、また冷凍米飯確保施設整備事業は年末年始をはじめとして生産業務を優先したことや、駐車場造成工事を先に行い、駐車スペースを確保したのちに着手したこと、下谷林道改良事業は標準工期を確保するための繰り越しを行っていたものでございます。

明石香河線道路改良事業は、通学路の安全確保に係る地元や学校などの調整に岩屋川線道路改

良事業は物件補償交渉に、また青田橋線道路改良事業は用地買収の地権者死亡に伴い、名義変更等に所用の期間が必要になったため、夕コジ線側溝整備事業は、当初下水道工事、水道工事とあわせて事業を行う予定でしたが、狭小路線であり、掘削深の深い下水道と水道工事から着手することとなったことによるものでございます。

奥山川改良事業は、地元との調整によりまして、管渠保全に配慮した施工方法に変更が生じ、年度内の完成ができませんでした。平和通り街路整備事業は、用地交渉の難航によるものでございます。また、加悦小学校耐震補強工事設計委託事業は、耐震審査済でございますが、改修計画に対する判定委員会の結果が年度内に出ませんでした。加悦中学校耐震診断委託事業も耐震診断に係る判定委員会の結果待ちでございます。岩屋地区公民館下水道接続事業は、下水道接続工事とあわせて男子便所と女子便所を仕切る工事を実施することとなり、繰り越すことになったものでございます。

台風23号残土処分場整備事業は、地元調整に時間を要することになったものでございます。これらの繰越事業の財源としましては、合併補助金等国庫支出金、府支出金、合併特例債などの未収入特定財源3億14万3,000円と残る2,800万8,000円が一般財源でございます。

以上、簡単にご説明し、ご報告申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

赤松議員。

10番（赤松孝一） 2点質問いたします。

まず1点は、平和通りの街路整備事業であります。以前から用買ができないというふうに聞いているわけですが、その見通しにつきまして、本当に今どのような状況なのかという点が1点と、それから台風23号の残土処分の整備事業であります。地元との調整が未調整で、その2点につきまして、現況また将来の展望につきましてお尋ねをいたします。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 2点のご質問についてお答えしたいというふうに思っております。

平和通り街路整備事業ですが、国道178号線の渋滞を緩和するためということで、京都府が事業主体となって計画されています岩滝海岸線へのアクセス道路として整備を行うものとしております。昨年度については2名の地権者の土地及び家屋補償等の交渉を進めてまいりましたが、その交渉の時間がなく、鋭意交渉に入っているんですが、なかなか今のところ未同意ということになっておりますので、引き続き交渉を進めていくということで、工期といたしましては本年の12月10日をめどに繰り越しをさせていただいておるということでございます。

この平和通りにつきましては、岩滝の海岸線が平成22年度に完成をし、供用開始されるということがありますので、それにあわせ本町でも提案どおりの街路整備について、その年度にあわすよう、いわゆる用地交渉、補償交渉を進めておるというところでありまして。

それから、台風23号にかかります残土処分場を整備するということですが、この処分場につきましては大江山の運動公園のところの滝区や日本冶金の用地を借りて、台風23号災害に伴う残土や農地や水路への流入土を処分したものであります。

今回のこの整備事業につきましては、近接している駐車場と残土処分場の間にある水路を暗渠にするということで、有効利用を図る目的として整備をしようとしておるところですが、処分場の奥といいますか南側においては、京都府の事業の野田川の災害助成事業の残土処分場となっておりますということがありまして、その京都府の事業の残土処分が災害助成事業が本年5月ごろまでかかるという状況にありましたので、そちらの工事を優先をしていただきまして、京都府の災害助成事業の残土処分場の残土処分が終わりましたら入るということで、繰り越しをさせていただくものであります。

以上です。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 再度お尋ねいたしますが、それでは平和通りの街路整備事業は2名の方の家屋補償のみで、後の地権者の方とはもう今既に完了しているのかどうかという点につきまして、お尋ねをいたします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 用地については、一定、話ができておりますが、交差点改良の部分もありまして、対面の方も用地買収に入らないかんとということがありますので、用地についても全部買えているということではありませんし、それから物件が伴う部分については、用地についてはまだ一緒に残っていると、交渉中ということです。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） それではいわゆる湾岸線の開通まで、あと3年ほどなんですけど、この平和通りの整備事業、今からあと何軒の方の用地の提供、また何軒の方の建物補償、そういったものの総事業費、いわゆる買収費等のめどはどの程度の予算を見ておられるのか。また期間的に3年という期間内にそれは着工できる可能性はあるのか、難しいのか、これにつきまして質問いたします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 細かい数字は現在持っておりませんので、早急に出したいということをおもっておりますが、その2軒について交渉中でありまして、これは応じていただけるといふうに感じておりますので、工事としては22年度に供用開始できるように努力をするといふか、行けるという感覚でいるところです。細かい数字はちょっと今持ち合わせておりません。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 私先ほど質問したのは、この2軒の方はめどはついておると。例えば今度、派出所前の交差点改修をするにおいても、いわゆる土地を求めたり、建物を求めたりしなくてもいいのですか、それともあるのですかと。あるならば、何軒の方が対象になり、どれぐらいの事業費がかかりますかということです。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 交差点改良事業については、国道部分、京都府の事業になるんです。町道部分は町が持つわけですが、交差点そのものについては京都府がやります。その中で、右折レーンの確保ということがありますので、まだ話してないんですが、橋立中学校のグラウンドの端の方を今京都府が計画しているということで、まだ計画段階なんで教育委員会と直接折衝はしてませんが、そういう考え方であるということで、そこでは用地買収が少し、京都府としてはあるようなんです。

物件等の補償は、もし橋中の用地買収があるとするなら、その辺に係る物件の補償は多少あるんだろうというふうに思っておりますが、与謝野町の支出としては特にはないということです。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） それでは教育長にお尋ねいたしますが、いわゆる教育施設の一部をそういった公共事業に提供するわけです、今の話ですと。それについては、どのようなご見解でいらっしゃいますか、まずお尋ねいたします。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えさせていただきます。

基本的には、私どもが管理者となります教育財産におきましても、これは町の財産でございます。したがって、教育活動等に重大な影響がない限り、検討をしてみまして、必要とあれば提供をしなければならぬと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） まだ質問をしなければならないので、要望になると具合が悪いので質問にもっていきこうと思っておりますけれども、地元の方々の私は一部の方しか知りませんが、意見を直接聞かせていただいておりますのに、非常にあそこの事業に対してはいわゆるいろんな課題が残るというふうに聞いています。したがって、今私改めて中学校の一部が公共施設に食い込むということでございますね、ぜひとも建設課長に質問をかねて要望いたしますが、これから3年間の間にですね、十分地元の方々のご意向も聞きながら、いわゆる平和通りの整備、そして湾岸線へのアクセス、そして強いて言えば丹後半島への玄関口でありますので、ぜひともそういった点についての、いわゆる担当課長としての今後の抱負を質問いたします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 海岸線につきましては、旧岩滝の市街地をいわゆる抜けるという形で京都府が国道整備ということで計画をしております。全体、考え方としては、今、阿蘇シーサイドパークの前の海岸線を整備をしておりますが、京都府の考え方の基本としては、本来はもう少しいわゆる日本冶金側の道路から、例えばもう1本橋をかけてでも海岸の方へまわして、全体的には旧岩滝地内の市街地を通ることなく海岸の方へ誘導したいというのが基本的な考え方だろうというふうに思うんですが、事業費は橋梁部分も含めて膨大になりますので、当面、本当の市街地を迂回するというので平和通りをアクセス道路に海岸へ持っていきたいというのが考え方で、その利用状況等を勘案しながら、将来的にはなお海側という考え方もあるようですので、そういう意味からいうと、平和通りの計画の中の地域住民の方は、もともとそっこの海岸を通したらいいんじゃないかというご意見もありますが、京都府の方は一度にできないので、一たん平和通りでアクセスしていただいて、その交通量等を見ながら計画を、将来的な計画を立てていきたいというのが基本でございますので、その辺をきちっと住民の方にもご説明をしながら、例えば海岸を通ったとしても、あの平和通りというのは一方の主要道路になるということでもありますので、そのあたりを理解を得ながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

井田議員。

9 番(井田義之) こんなことを言うたらあほかと言われるかもわからないのですが、ちょっとわからないので教えてほしいんですが、繰越明許のいろんな、さっき町長から説明がありました項目、たくさんあります。この中で私わからないのは、いわゆる補正予算で予算づけをした部分がある項目あるんですね。補正予算を計上されるのは、当初予算とは別に緊急性があり、大変急がねばならないと。それからその他いろんな事情がある、その事情がちょっと私にはわからないんですが、補正予算で計上しておきながら、繰越明許にしなければならないという、これに対するちょっとどなたでも結構です、ちょっと説明をお願いいたします。

財政課長、大変足の不自由な中で立っていただくのは心苦しいですけども、お願いいたします。

議 長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) お答えをいたします。

補正予算で計上して繰越明許をしたという事業がたくさんございます。緊急性があるから補正予算で速やかにやっていこうということでございますが、着手するいわゆる緊急性もあるわけですし、いわゆる工事が完成するというのには、いわゆる年度内に完成しないということも出てまいります。まず緊急ということは、着手を早くするというふうに思っております。

もう一つ、平成18年度の特別な事情といたしましては、合併補助金がありました。いわゆる合併補助金、総務省が財務省に対して全国で合併をした市町村の必要額のすべてを要求した。そしてその7割が予算づけがされたということでございます。そこで、多くの町に予定していた以上の金額が交付されることになったと。そういうことで、それも12月のことでございますので、いわゆる全国の町では、それを何にあてるかということを決めなければならない。そういう場合に、平成19年度に予定しておりました事業等を平成18年度に繰り上げて実施する必要があったと。そうなりますと、年度末も近いこともございますので、予算を計上し、繰越で対応せざるを得なかったと、こういう事情もございますので、ご理解がいただきたいというふうに思います。

議 長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) 平成18年度については特別の事情があったというのはわかりました。そこで9月補正なり12月補正なり、3月補正なりで上がった部分があるんですね、これ。特に、ちょっとこれ具体的に知りたいので質問するわけですが、今の財政課長の答弁をもう少し詳しく知りたいということで、弓木のサイホン整備事業500万円、これはこの3月に補正予算として上がってきて、それでバキュームカーで吸い上げたらいいんだと、掃除するんだと、バキュームカーが何かそういうのと違ったのか、何かそういうような、私の記憶はそうなんです。間違っておいたら訂正していただいて結構です。

それで、これはもう最初からこの繰越明許に入るということを想定されて、想定される中で3月に補正予算として出されたのか、そうではなしに、3月ではこの18年度の決算で済まそうと思ってあったやつが繰越明許になってしまったのか、これはちょっと私、事情わかりにくいのでお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) 3月の補正予算に計上して、補正予算に計上と同時に第2表で繰越明許費も

出させていただいたと。第2表繰越明許費ということで、補正予算にいわゆる農林水産業費に計上するのと、それから前の方の第2表繰越明許費で繰越明許費を認めてくださいというやつを一緒に出させていただいたということでございます。

それで、18年度の合併補助金でございますので、これは必ず18年度の予算に計上しなければならないと、こういう事情でございますので、ご理解がいただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 今サイホンの件について、こういうことやということで、私が見落としておったようでございます。

ただ、ほかのところでも見ておりますと、補正予算と繰越明許の関係、当初予算で2年計画だとか3年計画、先ほど赤松議員の平和通りについても、結局3億円ほどの総工事費がかかるというようなことで、これは繰越明許になることは私も十分認めるんですけども、そうでない部分の耐震についても説明ありましたけれども、耐震だとかパソコンの提供だとかというようなものについては、できるだけ繰越明許にせずに、その年に終われば一番ありがたいなということをお願いをしまして質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで報告第1号を終わります。

次に、日程第5 報告第2号 平成18年度与謝野町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 報告第2号 平成18年度与謝野町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告いたします。

別紙にあげておりますように、平成18年度の繰越明許を行いました事業は1本でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日までに繰越計算書を調整して報告することとなっておりますので、今回報告させていただくものでございます。

今回の繰越事業は、平成20年度から始まりまず後期高齢者医療制度に伴い、事務処理システム改修を行う必要があるものですが、詳細がまだ不明でしたので、繰り越しとなったものでございます。

財源としましては、国庫支出金90万4,000円と、収入特定財源として一般会計からの繰入金金を298万1,000円を充当いたしております。

以上、簡単にご説明し、ご報告申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで報告第2号を終わります。

ここで一たん休憩に入りたいと思います。ただいま30分でございますので、45分まで休憩をいたします。それでは休憩します。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時45分)

議長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第6 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について提案説明のご説明を申し上げます。

現在、委員をお世話になっております山本元英氏の任期が平成19年月30日をもって満了となりますが、その後任の候補者として、人格高潔で最適者である和田洋一氏を推薦いたしたくご提案申し上げます。

与謝野町では、11名の人権擁護委員さんにお世話になっております。任期は3年で議会のご意見をお聞きし、町長が推薦し、法務大臣が委嘱することになっております。法務大臣の委嘱手続きに時間を要するため、9月議会で審議していただくことでは間に合わないことから、今議会にご提案を申し上げる次第でございます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。

本案は、原案の候補者を最適者として推薦することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案の候補者を最適者として推薦することに決定しました。

次に、日程第7 議案第59号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第59号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案説明のご説明を申し上げます。

与謝野町固定資産評価審査委員会委員は、現在3名で、任期は3年でございますが、一度に全員の方が交代されるということにならないよう、合併当初、任期を3年と2年と1年の委員に区別しております。

このたび、任期が1年である青木一義氏の任期が平成19年6月30日に満了することに伴い、後任の委員として、和田洋一氏を選任するものでございます。

あわせて、平成19年2月町議会臨時会におきまして、定数3名から新たに3名増員し、6名の定数にすることをご承認いただきましたので、新任の委員として、伊達義明氏、任期1年、上田 昭氏、任期3年、大槻邦雄氏、任期2年を選任するものでございます。

各氏とも人格高潔で、最適任者としてふさわしく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

赤松議員。

10番（赤松孝一） 議案第59号の固定資産評価審査委員の選任につきまして、質問をいたします。

まず、この推薦されています方々に異存があるわけではございませんので、冒頭に申しておきますが、ただ、この4名のお方は全員町の職員経験者の方ばかりでございます。また、和田氏におきましては、先ほどの議案第58号で人権擁護委員として最適任者であるというふうな形で皆さんが認められたところでございますが、固定資産評価委員という職務の中でですね、やはり町の職員の方々も皆さん識見豊富な方ばかりでございますが、やはり町内のいろんな業者の方がございます。そういった方々の中から選ぶというような、もう少し、ことはできないのか。それとも基本的にこういう形が望ましいのか、選任にあたりましての選考基準につきましてお尋ねをしたいと思えます。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） お答えいたします。

今、赤松議員がおっしゃいましたように、いろんな職種の方といたしますが、職種といっても固定資産の評価審査委員さんなので、現在お願いしておりますのは旧町の経験者の方3名をお依頼をしておいて、そのうち一人は設計士さんということもございます。

それで、今回4名の方を選任するにあたりまして、例えば土地家屋調査士さんの方だとか、それからそういう設計の方というふうな方も一応候補には上げて思案はしておったわけですが、結局話の内諾の段階でもう既に拒否といたしますか、話を聞く段階で断られたといたしますか、そういうこともございまして、結果的に、本当にこれ結果的なんですけれども、4名とも旧町の職員のOBということになってしまったということでございますので、別段他意はございませんので、職種の専門性等からどうしても依頼する方につきましては、土地家屋のいわゆるこれまでかかわっておられた方というふうなことで選任といたしますか、選択をいたしましたから、こういうふうな状況になってしまったということでございますので、ご理解をいただきたいと思うんですけれども、当然、民間の方をというふうなことも思っておりましたし、それから女性の方をというふうなことも思っておりましたんですけれども、結果的にこういうふうになったということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

- 議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第59号を採決します。
本案について、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（糸井満雄） ご異議なしと認めます。
よって、議案第59号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、日程第8 議案第60号 与謝野町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
提案説明を求めます。
太田町長。
- 町 長（太田貴美） 議案第60号 与謝野町教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。
教育委員は人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから町長が議会の同意を得て任命することとなっております。
教育委員会は、5名の教育委員で組織されておりますが、現委員の岡田三栄子氏の任期が本年6月末をもって満了いたします。つきましては、引き続き岡田三栄子氏を教育委員としてお世話になりたいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めためご提案申し上げる次第でございます。
岡田三栄子氏は、教育委員として最適任者として認めるものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
- 議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより議案第60号を採決します。
本案について、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（糸井満雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 与謝野町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第9 議案第61号 与謝野町財産区管理委員会委員の選任についてを議題とします。提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第61号 与謝野町財産区管理委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

各財産区管理会は、管理委員会委員7人で構成され、任期は4年となっております。三河内、岩屋、幾地、四辻、上山田、下山田及び石川財産区については、この委員の任期が平成19年5月10日をもって満了したため、与謝野町財産区管理条例第3条の規定に基づき、当該地区の区長から推薦されたものについて、同条例の規定により議会の同意を求めるものでございます。

各氏とも人格高潔で、最適任者としてふさわしく、議会の同意を賜りたく存じます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第61号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 与謝野町財産区管理委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第10 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第62号 平成19年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本予算は、地方自治法第179条第1項の規定により、5月31日付で専決処分を行ったものでございます。今回の補正は、歳出のみの補正でございまして、総額に変更はございません。

それでは歳出についてご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。4款、前年度繰上充用金を1億4,845万1,000円追加いたしております。これは平成18年度に予定しておりました加悦地域日吉が

丘分譲宅地等の残区画すべての売り払い収入を計上しておりましたが、1区画のみ売却にとどまりましたので、平成18年度の決算段階で歳入欠陥が生じることになりました。したがって、前年度予算に繰上充用を行い、財源補てんを行うものでございます。5款、予備費は、1億4,845万1,000円減額し、調整いたしております。

以上が平成19年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

9 番(井田義之) 先ほど議運の研修の中で、岡山県的美咲町は専決処分を最小限にとどめるというのか、専決処分は嫌いだということで、臨時議会をどんどん開催されて専決処分なしの町をつくらうというのが町長の方針だということを申し上げました。

今ここに、提案理由として5月31日に即日実施する必要があると。5月28日には臨時議会が招集されたわけですね。この提案理由は実際とあってないのと違うかなというふうに思うわけですが、その説明をお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) このいわゆる歳入欠陥に伴います繰上充用につきましては、いわゆる出納閉鎖5月31日、その日に実施するということが原則でございます。いいますのは、3月31日できれるわけですが、いわゆる出納閉鎖時期が2カ月間ございます。これにつきましては、その期間に入ってくる可能性があるわけでございますので、それらの事情もずっと見ながら、5月31日付でこれを行うというのが基本原則でございます。

したがって、5月31日付で専決処分をさせていただいたということでご理解がいただきたいというふうに思います。

議 長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) 今回の専決処分全部について、同じ状態なのかどうか。それから、こういう場合には、そしたらほかの自治体でも全部5月31日に臨時議会が開かれなければ専決処分をします。これは法令に基づいてやっておられるので、別に問題はないということだろうと思うんですが、それとこの表現ですね、いとまがなかったというあたりの表現が妥当なのかどうか。結局いとまがなかったというのは、私はやっぱりある程度の日数を考えてしまうわけですが、その辺についての答弁を再度求めます。

議 長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) 一応地方自治法で専決処分ができる内容がございます。その中で、本件の専決処分を行おうとするならば、いとまがなかったということになるわけです。

なぜいとまがないかといいますと、例えば一般会計なんかに例をとっていただきますとわかるんですけど、税がたくさん入って、税を予算計上しておったと。これはもう既に課税してあるわけですね。だから、年度は3月31日で切れるわけですが、課税してあるやつが出納の処理期に入ってくるということがございまして、だから赤字になるか黒字になるかというのは、もう最後にわかるわけですね、正直申し上げます。5月31日現在の状況において、繰上充用

するかどうかということをつかみますので、いとまがなかったと、こういうことになるんじゃないかというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほど美咲町の研修先の話をしていただきましたけれども、それを例に挙げましたけれども、そしたらこの分については専決処分以外に方法がないのかどうか。例えば、5月31日に臨時議会が招集されれば、ただ5月31日の臨時議会中よりもあとでまた入ってくる可能性もあるということになれば、31日に臨時議会を開いてもあかんと。6月1日になれば、既に専決になるということで、この部分についてはもう専決しかないということなのか、先ほども言いましたように、美咲町の町長は専決はもうなしにしたいということをおっしゃられたので、私はやっぱり専決はせいぜいなしにして、31日に臨時議会を開いてもらったらいいのかなと思ったんですが、今の課長の説明を聞きますと、31日に開いてもあかんのやと、31日の12時に開かなあかんと、夜中の、ということになるわけですね。そういうことなのかどうか、ちょっとその辺の説明を今後のためにお願いします。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） どうしても専決でなければならぬかとなってきますと、それは考えようございまして、例えば、5月31日には必ず臨時議会を開くという話で、こちらもおおむね数字をつかんでその議案を出すということにつきましては、別にこれはやったって差し支えはないことだというふうに思っておりますが、地方自治法でいいます、いとまがなかったということにはなるんじゃないかなというふうには思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 今後の議会運営の勉強材料として検討させていただきたいというふうに思います。これで質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかり質疑はありませんか。
赤松議員。

10 番（赤松孝一） それではただいまの分譲宅地の会計の該当しております日吉が丘団地について質問いたします。私も旧野田川町出身でありますので、もう少しこの日吉が丘団地につきましての現況がよく把握できていませんので、18区画あったとか、4区画ほどふえているとか聞きますが、現状につきまして、まず現状認識の意味でもひとつご答弁を願いたいと思います。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） お答えしたいというふうに思います。

日吉が丘団地につきましては、18区画を整備いたしました。平成18年度までに4区画が売れております。ちなみに、19年度に入りましてすぐに1区画売れておりますので、現状では5区画売れたと、残り13区画ということになります。

以上です。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

10 番（赤松孝一） それでは残り13区画を完売するとなると、どれぐらいの売り上げができるのか。また、現況坪単価は当初の売り出しから同じ金額なのか、変更しているのか、これにつきましてお尋ねします。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 当初の売り出しから価格の変更はいたしておりません。総額については、現在手元に資料がありませんので、当初計画段階で既にお知らせはさせていただいておるといふうに思いますが、13区画の総計、残り総計が今手元に資料ありませんので、のちほど答えたいと思います。

坪単価は多少区画によって変えておりますので、平均数値はすぐ資料を出したいと思います。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） またあとで聞かせていただきますので、以上で結構でございます。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。

本案は、承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号））は、承認することに決定しました。

次に、日程第11 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第63号 平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本補正予算は、地方自治法179条第1項の規定により、5月31日付で専決処分を行ったものでございます。今回の補正は、5,407万1,000円を追加し、総額を22億7,375万9,000円とするものでございます。

まずは歳入からご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。2款国庫支出金、1目医療費負担金は、老人医療費国庫負担金精算金を5,407万1,000円追加いたしております。これは平成18年度の医療給付費等の実績によるものでございますが、平成18年度では国庫負担金が8割程度の交付となっておりますので、その精算を含めての実績交付となるものでございます。

次のページの歳出でございますが、4款前年度繰上充用金を4,345万円追加いたしております。歳入で申し上げましたように、平成18年度の国庫負担金が8割程度の交付となっていることから、平成18年度の決算段階で歳入欠陥が生じることとなりましたので、前年度予算に繰

上充用を行い、財源補てんを行うものでございます。5款予備費は、1,062万1,000円追加し、調整いたしております。

以上が平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長(糸井満雄) これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第63号を採決します。
本案は、承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第63号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第1号))は、承認することに決定しました。

次に、日程第12 議案第64号 岩滝母と子どものセンター条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第64号 岩滝母と子どものセンター条例の改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

昨年9月より指定管理者制度が施行され、公の施設の管理業務につきましては、直営もしくは指定管理者が行うこととなっております。当町におきましては、指定管理者に管理業務をゆだねることが望ましいと思われる施設につきましては、随時指定管理者制度への移行を行っております。

これまで、岩滝母と子どものセンターの管理業務については、直営施設として管理運営を行っておりましたが、今後におきましては、本施設の管理業務を指定管理者に行わせることが望ましいと判断し、本施設を指定管理者制度に移行するために条例の一部改正を行う必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
赤松議員。

10番(赤松孝一) まず最初に、指定管理者制度にのっとして指定管理者はシルバー人材センターというふうに理解しているんですけども、それで間違いないでしょうか。お願いいたします。

議長（糸井満雄） 商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

本日の提案案件につきましては条例改正でございますが、根拠となります部分としまして、ご指摘のとおり現在、シルバー人材センターとの調整を行っているものでございまして、まとめれば次回の議会には指定管理者の選定を提示をさせていただきまして、了解を得るという順序で進みたいというふうに思っております。

赤松議員。

10番（赤松孝一） この岩滝母と子どもセンターの昨年、一昨年、近々二、三年間の利用状況につきまして、ご報告願いたいと思います。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えをさせていただきます。

18年度実績を申し上げますと、利用件数が総数で308件、うち一般といいますか、使用料をいただいている方が167件、うち減免が141件ということでございまして、利用人数につきましては4,528人という実績を受けております。

この稼働率につきましても、全体的には朝、昼、夜とわけての全体的なところになりますが、メインとなります母と子どものホールにつきましては4.9%程度確認をしているところでございます。

主な使われませ用途につきましては、地元自治区、薮後区での祭りの練習だとか、そういうのがメインになっておりますし、あと使用料をいただいております部分につきましては、生け花教室だとか、そういう教室に利用されている部分が一般の主なものでございます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 再度お尋ねいたします。

それでは減免が非常に地元利用者ということで多いと思うんですが、平成18年度実績の利用料金、使用料金は幾ら徴収がありましたか、お尋ねいたします。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 平均的に推移しております数字でお答えさせていただきたいというふうに思いますが、大体使用料が施設使用料7万円前後を推移しております。年間でございます。

それに冷暖房料が1万6,000円、時期によっては冷暖房を使われますので、それがオンされますと大体8万円が年間の収入という状況になっております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 今回のこの条例改正は当然シルバー人材センターへの指定管理者ということ为前提の条例改正と思うんですが、これはシルバー人材センターにどのような形で出されるのか、年間8万五、六千円程度の収入しかないというふうな施設であります。現実にはシルバー人材センターはそのようなものを扱うとするならば、お荷物になるわけですが、それは実際にはどのような町としてはシルバー人材センターに対するいわゆる委託金と申しますか、そういうものをお考えられるのか、お尋ねをいたします。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

冒頭にも申し上げましたけれども、現在調整中ございまして、最終的な契約はまだ委託してありませんが、町の考え方という部分ではお答えさせていただきたいと思いますが、実は若干の経過も報告させていただきますと、新町与謝野町になりまして、岩滝母と子どものセンターにつきましては、継続して残していこうということでございます。それから、旧野田川町にございました母と子どものセンターにつきましては、教育部局の方で現在商工会の2階にあります部分と中央公民館の形で母と子どものセンターはなくなっております。したがって、岩滝の母と子どものセンターになっているわけですが、さらにはセンターのたてておられました織物技能訓練センターもございまして、そこに実はシルバーさんが入っておられたということでございます。それとあわせて、本体の母と子どものセンターにつきましては、管理人さんを1人置きまして、いわゆる1名雇用でございますが、清掃等管理をいただいておりますという形で推移をしております。

指定管理者制度が施行されてから、随時私どもの施設の状況を把握しながら、具体的にシルバーさんの方と契約ができれば、円滑な運営ができるものと判断をいたしまして、もちろん母と子どものセンターの雇用しております方については、お辞めいただくという形で、全体のバランスシートを考えましたときに、町としては指定管理料をシルバー人材センターに払わなくても、実はその前に一つ報告しておかなければなりませんけれども、母と子どものセンターの後ろになります、今は一本化なんです、その建物に対してシルバーから18万円の地代といいますが、賃借料をいただいております。それもございますが、それを今回指定管理者制度に指定管理者になっていただく段階では、その分は全体を管理していただくということで、ゼロにはしますけれども、管理者のもう1名の雇用しておりました人件費分が49万円ございますので、全体的なバランスを見ますと、指定管理料を払わずに運営していただくような形になろうと判断をしまして、その中で現在シルバーと調整をさせていただいておりますというところでございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

- 10番（赤松孝一） それでは再度お尋ねいたしますが、シルバー人材センターの本所は宮津ですわね。与謝野町内にいわゆる事務所兼作業所がほしいというふうにおっしゃってまして、いろいろ寒い時期でありましたが、私もこの件で町長のところにもいわゆるお尋ねもしたり、相談もかけたりしましたが、となりますと、この織物技能センターいわゆる一番奥ですが、勝手の悪いところではありますが、あそこがいわゆるシルバー人材センターの与謝野町事務所兼作業所になると。したがって、今そこに置いてあります機道具と申しますか、そういったものはすっかり全部取っ払うというふうなご予定でしょうか。お尋ねします。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 現状を報告させていただきますが、事務所につきましては、やはり計画としましては、館すべてを管理していただくということになりますので、貸館業務をしていただくということになりますので、当然館の入口であります事務所にシルバーさんに入っていただくことにしまして、すべて全体を管理していただく指定管理者ということでございますので、事務所においていただくということでございます。もちろん、各施設を部屋を使っていただく事務

をしていただくと。さらには、一番奥の部分につきましては、ご指摘のとおりシルバーさんの方がそこでいろいろ作業をされるというスペースでございますので、手狭ではございましたけれども、そこでやっておられました。

そういった中で、私どもとしまして、基本的に織物技能訓練センターについては新町におきましては、野田川地域のあのセンターを充実していくという考え方でありまして、あそこの岩滝にあります織機等について、野田川の振興会等と相談をしまして、そこから利用できるものはすべて野田川に移転するというをまず最初に行いました。そのあと、部品もありましたので、これを処分するというについては忍びないということで、一般回覧をいたしまして、部品どりについて、一定期間を設けまして、部品どりをしていただきました。残った部分につきましては、町の職員が汗をかきまして、ある程度整理をしまして、今よりも広く使っていただける、過去よりも広く使っていただける状況にしまして、全体を見直したという状況でございます。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第64号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第64号 岩滝母と子どものセンター条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第65号、与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第65号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて、提案理由の説明を申し上げます。

この条例改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成19年3月30日に交付され、同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、最近における社会経済条例にかんがみ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の扶養親族のうち3人目以降の扶養親族に係る補償基礎額の加算額が、これまで167円であったものを2人目までと同額の200円に引き上げるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第65号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第65号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第66号 平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第66号 平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、2,059万2,000円を追加し総額を103億2,859万2,000円とするものでございます。

まず歳出から主なものについてご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、合併記念事業で町歌のCD作成委託料を21万6,000円追加いたしております。3月21日に開催しました与謝野町合併1周年記念事業で披露させていただきました与謝野町町歌のCDを作成し、希望されます方へ販売させていただくものでございます。

なお、本町歌作成にあたりまして、作詞作曲等でお世話になりました方々にこの場をお借りいたしまして改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

2目財産管理費は、与謝野町役場管理事業並びに野田川庁舎管理事業をそれぞれ206万6,000円追加いたしております。各事業所には障害者法定雇用率をクリアすることが義務づけられておりますが、当役場の現在の雇用率は基準をクリアしておりません。そこで、本庁舎並びに野田川庁舎の作業員を小学校あるいは幼稚園に配置変えを行い、新たに障害者の方をそれぞれ2名ずつ計4名雇用することで基準をクリアするものでございます。

12目有線テレビ管理費は、有線テレビ施設管理運営事業で、ケーブル移設工事費を189万円追加いたしております。これは先日発生いたしました加悦地域の民家火災により有線テレビの光ケーブルのはりかえが必要となったものであります。この経費は保険の対象となることから、のちほど歳入で申し上げますが、同額を災害共済金として計上いたしております。

次のページの有線テレビインターネット事業は、プログラムネットワーク設定委託料を52万円5,000円追加いたしております。現在はNTT回線を利用しておりますが、通信速度や通信料の比較を行い、有利であるケイ・オプティコムに変更するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費では、1目社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金を290万円追加いたしております。石川の国保診療所の屋根が老朽化により雨漏りが発生しておりますので、屋根のふきかえを機械工事を実施することとし、同会計の直診勘定への繰り出しを行うものでございます。

次の17、18ページの2目障害者福祉費の障害者福祉費一般経費は、前年度国庫負担金返還金を366万円追加いたしております。これは平成18年度自立支援給付費等国庫負担金等の交付額が実績を上回ったことから、今年度で精算することとされており、国へ返還するものでございます。

次に2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、放課後児童健全育成事業を95万4,000円追加いたしております。桑飼地区では昨年度までは利用児童が少なかったことから、加悦地区と一緒に運営しつつ、夏休みは民家をお借りして実施しておりました。しかしながら、今年度から利用児童が20名を超えるようになりましたので、農村文化保存伝習センターの一室を活用し、桑飼地区の学童保育を改正するものでございます。それらの経費としまして、学童保育士賃金をはじめ、必要経費を追加するものでございます。

次に、児童手当支給業務は、203万7,000円減額いたしております。児童手当、乳幼児加算対応システムの変更に伴う委託料を、当初はどの程度の影響があり、どのレベルまで回収するのが国から指示もなかったため、予算計上額を過大に見積もっていたことになりましたので、大幅に減額するものでございます。また、乳幼児医療事業は、286万4,000円を追加いたしております。これは従来の乳幼児医療助成事業を9月から京都府子育て支援医療として、小学生までの入院助成や、3歳から6歳までの幼児の通院にかかる自己負担上限を8,000円から3,000円と軽減することなどの制度改正が行われます。これを受けて当町では、既に町単独事業としてこれらの医療助成は実施しておりましたが、町負担の一部を京都府がになってくれることになったものでございます。それらに伴いますプログラムの変更あるいは受給者証の印刷経費を追加するものでございます。

次の19、20ページの7款商工費、5目観光施設管理費は旧加悦鉄道加悦駅舎管理運営事業で、需用費の修繕料を24万円追加いたしております。現在、与謝野町観光協会の事務所としてお借りしておりますが、吹き降りのような雨が降るときは雨が吹き込む状況となり、施設管理に支障を来しているということから修繕を行うものでございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、事務局費一般経費を60万円追加いたしております。教育委員会に配置しております公用車が破損したことから、新たに公用車を購入することとしております。2項小学校費、1目学校管理費は、小学校管理運営事業を99万6,000円追加いたしております。先ほどの総務費で申し上げましたが、本庁舎の作業員を岩滝小学校に配置がえすることにより、当初予算に計上しておりました作業員賃金が不用となりますが、一方で同校にダウン症の児童が入学されており、加配教員を配置する必要があります。それらの賃金を相殺しております。その他としましては、与謝小学校の防空壕跡の法面が崩壊する

恐れがあり、修繕する必要があるため11節需用費で修繕料を50万円追加するなどとしております。また小学校施設整備事業は、350万円を追加いたしてしております。岩滝小学校の渡り廊下並びに給食棟の耐震工事に伴う実施設計を行うものでございます。

次の23、24ページの4項幼稚園費は、幼稚園管理運営事業で107万8,000円減額いたしてしております。これも先ほどの総務費で申し上げましたとおり、三河内幼稚園に野田川庁舎から作業員を配置がえするため、当初計上してありました賃金を減額するものでございます。また岩滝幼稚園のトイレに汚物洗い場とシャワーを設置することとし、工事請負費を追加いたしてあります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費では、地域子ども教室推進事業を19万3,000円追加いたしてしております。のちほど歳入で申し上げますが、京都府の京のまなび教室推進事業補助金を活用し、知遊館にモバイルプロジェクター等の備品を配置することとし、18節備品購入費を追加するものでございます。

子ども自然体験事業は3万1,000円減額いたしてしております。これはサマーキャンプ事業の経費でございますが、実行委員会を立ち上げ実行委員会事業とすることで独立行政法人国立青少年教育振興機構から、子ども夢基金助成金の直接交付が受けられるもので、既に内定通知をいただいております。よって、当初の予算計上してありました経費を実行委員会補助金に組みかえを行うものでございます。次のページにかけての芸術文化事業は、32万8,000円追加いたしてしております。これものちほど歳入でご説明申し上げますが、京都府の子ども映画観賞普及事業委託金を活用し、知遊館映画会を実施するもので、当初予算に計上してありました14節使用料及び賃借料を減額して13節委託料に計上し、上映委託をするものでございます。

2目公民館費では、地区公民館整備事業で15節工事請負費を120万円追加いたしてしております。岩屋地区公民館の便所改修を当初予算に計上しており、男女の仕切りをするよう改修することとしておりましたが、男子便所の方に大便器を設置することがスペース的に不可能であることから、2階に男子用大便器を設置するものでございます。また四辻公民館の大広間にありますエアコンが故障しており、その改修を行うものでございます。

6目図書館費は図書館管理運営事業で、7節賃金を91万4,000円追加いたしてしております。昨年度まで知遊館長に図書館長を兼務しておりましたが、業務が繁忙なため、新たに図書館長を雇用するものでございます。

7目教育文化施設管理費は、農村文化保存伝習センター管理運営事業を18万5,000円減額いたしてしております。先ほど民生費で申し上げましたとおり、学童保育施設として一部を利用することから、不用となります経費について減額するものでございます。

6項保健体育費、3目学校給食費は、給食センター施設整備事業で15節工事請負費を290万円追加いたしてしております。米飯給食に伴います弁当箱詰め機に不都合が生じており、その改修を実施するとともに重油地下タンク通気管の腐食が著しいことから、消防署の指摘も受けしており、あわせて改修するものでございます。

13款予備費は541万4,000円減額し、調整いたしてしております。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。11、12ページをお開き願います。

12款使用料及び手数料は、1項使用料、1目総務使用料、2節企画情報使用料を74万5,000円追加いたしております。これは有線テレビにかかります前納報奨金制度を廃止したことによるものでございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金は、合併市町村補助金を759万2,000円追加いたしております。総合計画等の各種計画策定分の内示により追加するものでございます。

14款府支出金、2項府補助金は、9目教育費府補助金、5節社会教育費補助金を55万8,000円追加いたしております。先ほどの歳出で申し上げましたとおり、地域子ども教室の推進に対し京のまなび教室推進事業費補助金が交付されるものでございます。

3項委託金、7目教育費委託金は、先ほど歳出で説明しましたとおり、知遊館の映画観賞事業に対し、子どもの映画観賞普及事業委託金が交付されますので、58万円を追加いたしております。

17款繰入金、1項基金繰入金、12目福祉振興基金繰入金は先ほどの歳出でご説明いたしました児童手当支給事業のプログラム設定委託と乳幼児医療事業のプログラム設定委託を相殺し、61万3,000円を基金から繰り入れることとし、追加いたしております。

2項特別会計繰入金は、2目老人保健特別会計繰入金を423万円追加いたしております。平成18年度の医療給付費等の精算によるものであり、一般会計負担分が見込みより少なかったことによるものでございます。

19款諸収入は、雑入を総額で297万4,000円追加いたしております。いずれも先ほどの歳出でご説明いたしましたが、建物災害共済金は火災により発生しましたCATVのケーブル移設によるもので、そのほかにつきましては町歌CDの売却代金でございます。また、学童保育利用料は桑飼学童の開設等による増加を見込むものでございます。

20款町債は、8目教育債、1節小学校債で岩滝小学校の耐震実施設計に対し合併特例債を発行することとし、小学校施設耐震補強事業債330万円を追加しております。なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 本案については、本日は提案説明のみにとどめます。

ここです、12時までには少し10分ばかり残して早いんですけども、昼食休憩に入りたいと思います。再開は1時30分から再開したいと思いますので、ただいまから直ちに昼食休憩といたします。それでは休憩します。

（休憩 午前11時47分）

（再開 午後 1時32分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

その前に、冒頭に先ほど赤松議員の質問に対する建設課長からの答弁がありますので、まず建設課長から答弁を求めたいと思います。

山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 午前中の赤松議員の宅地造成事業にかかわります補正予算の関連の質問の中で、

日吉が丘の分譲団地につきまして、未分譲の土地の総額、あるいは単価等のご質問がありました。お答えをしたいというふうに思っております。

日吉が丘団地につきましては、未分譲地が14区画、合計4,033.69平米で、金額といたしましては1億1,003万3,630円。これの平均単価につきましては、平米2万7,278円。これは2万6,125円から2万7,550円ということで、区画によって多少単価を変えておりますものの平均が2万7,278円、坪でいいますと9万17円ということになります。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） それでは日程第15 議案第67号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第67号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は500万円を減額し、総額を9億156万円とするものでございます。まず歳出から主なものについてご説明申し上げます。14、15ページをお開き願います。

3款改良費は、15節工事請負費を800万円減額いたしております。加悦簡易水道整備工事では、昨年度の試掘調査の結果、適切な場所が見つからず、本年度予定しておりました取水栓の掘削を取りやめることとし、1,000万円減額いたしております。また、三河内簡易水道整備工事では、当初2カ年で取水栓の掘削を2カ所計画しておりましたが、加悦簡易水道を取りやめにしたことにより、次年度予定分を繰り上げて本年度実施することとし、1,200万円追加いたしております。温江水栓掘削工事は試掘調査の結果、計画水量に達しないため、本年度予定しておりました掘削工事を取りやめることとし、1,000万円を減額するとともに、再度別の箇所の試掘調査が必要となりますので、丹後地区土地開発公社により先行取得することとし、6ページに第2表債務負担行為として限度額600万円を計上しております。

17節公有財産購入費は300万円を追加いたしております。平成18年度予算で与謝浄水場配水池用地において、地権者が亡くなられ、その相続人のうち1人の行方がわからなかったことから予算減額しておりましたが、ようやく法手続きのめどが立ったため、改めて予算計上させていただきます。

第4款公債費は、2目利子で、丹後地区土地開発公社支払利子を5万2,000円追加いたしております。先ほど申し上げました債務負担行為によるものでございます。

6款予備費は、18万1,000円減額し調整いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。

8款町債は、先ほどの歳出でご説明申し上げました工事費や、公有財産購入費の追加あるいは減額に伴い、それぞれの事業債を変更し、総額で500万円減額いたしております。なお、7ページに第3表地方債補正を計上し、同額を変更しております。

以上が平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろ

しくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第68号 平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第68号 平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳出のみの補正でございまして、総額に変更はございません。

それでは歳出についてご説明申し上げます。6、7ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費は、13節委託料で給食サービス事業委託料を1,310万円減額いたしております。これは次の任意事業費に組みかえを行うものでございます。

2項包括的支援事業任意事業費は、1目介護予防ケアマネジメント事業費を21万1,000円追加いたしております。介護保険のシステム端末機を1台増設することとし、それらにかかりますシステム保守委託料並びにシステムリース料をそれぞれ追加するものでございます。

7款予備費は21万1,000円減額し調整いたしております。

以上が平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第69号 平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第69号 平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、直営診療所勘定の補正でございまして、290万円を追加し、総額を8,031万円とするものでございます。12、13ページの歳出をお開き願います。

1款総務費は、2目財産管理費、15節工事請負費で290万円追加いたしております。先ほどの一般会計でご説明いたしましたとおり、石川の診療所の屋根が老朽化し、激しい降雨のときには雨漏りが発生しております。当診療所は昭和61年度に建築したものであり、既に21年が経過しております。つきましては、屋根のふきかえ工事を実施し、施設の適正管理に努めるものでございます。

10ページ、11ページの歳入では、その財源として6款繰入金で一般会計繰入金を同額の290万円追加いたしております。

以上が平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

- 議 長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。
- 次に、日程第18 議案第70号 平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
- 提案説明を求めます。
- 太田町長。
- 町 長（太田貴美） 議案第70号 平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。
- 今回の補正は、52万3,000円を追加し、総額を22億7,428万2,000円とするものでございます。
- まずは歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。
- 2款諸支出金では、1項償還金、1目償還金を690万5,000円、2項繰出金、1目一般会計繰出金で423万1,000円をそれぞれ追加いたしております。これは平成18年度の医療給付費等の実績が少なかったことによる精算によるもので、国庫については第1回補正の専決処分精算し、今回の補正では支払基金医療交付金への返還と一般会計繰出金をそれぞれ追加いたしております。
- 4款予備費は、1,061万3,000円減額し調整いたしております。
- 以上が歳出でございます。
- 続きまして歳入についてご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。
- 1款支払基金交付金で2万3,000円並びに3款府支出金50万円についても、平成18年度の精算として過年度分の精算金をそれぞれ追加いたしております。
- 以上が平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
- 議 長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。
- 以上で本日の日程は全部終了しました。
- 本日はこれにて散会します。
- 次回は6月14日午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。
- ご苦労さまでございました。
- （散会 午後 1時42分）